その際、自らの運送サービスに係る情報について、外国人観光客を含めた利用者が利用しやすく、分かりやすい情報の提供に努めるだけでなく、利用者利便の更なる向上の観点から、ＭａａＳの導入を含めた公共交通事業者同士の連携強化に取り組みながら、旅客の乗継情報等の他の公共交通事業者のサービスに関する情報など地域公共交通全体を利用しやすくする情報提供に努めることが望ましい。

また、公共交通事業者は、ＩＣカードやスマートフォン等の技術も活用しつつ、より詳細な利用実態や潜在的な需要の把握をはじめとして、従来行ってきた事業のやり方にとらわれず、地域公共交通の利用減少を食い止め、回復していく取組を展開するよう努めることとする。また、経営改善の取組の企画に当たっては、大学との連携や外部人材の登用等による企画機能の強化も有効である。併せて、こうした取組が利用者、地方公共団体等の関係者に理解されるよう説明や周知に努め、必要に応じ、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成又は変更を提案していくことが期待される。

さらに、地域公共交通のあり方の検討に必要な情報・データを関係者間で適切に共有することは合意形成の基盤となるため、個人情報及びプライバシーの保護に配慮しつつ、そのような情報・データを積極的に提供することが求められる。なお、情報・データの提供を受けた地方公共団体等は、公共交通事業者の競争上の地位その他正当な利益を害さないよう、当該情報・データを適切に取り扱うこととする。

加えて、公共交通事業者は、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に向け、地方公共団体や他の公共交通事業者、施設利用者用サービス提供者、地域住民等の地域の関係者との連携と協働に努めることとする。

その他、公共交通事業者には、貨客混載等の生産性向上の取組も求められる。

自家用有償旅客運送については、市町村のみならず、ＮＰＯをはじめとした非営利団体や、地方公共団体からの出資を受けて運送以外の事業による利益を活用して運送を実施する一定の法人など、多様な団体が運送主体として想定されるところ、これらの主体は、運送の実施に当たり、施設利用者用運送サービス提供者からの協力や連携促進団体による支援を受けることが特に想定される者であることから、自動車地域旅客運送サービス再構築事業を活用することも含め、「交通空白」の解消に向けた関係者の連携と協働による取組において中核的な役割を果たすことが期待される。

(5)‖ 連携促進団体の役割

連携促進団体は、地方公共団体の人材やノウハウが不足する中において、その機能・役割を補完・強化するため、各地において地域交通に関する課題解決に取り組む中で蓄積した知見やリソースを活用し、多様な関係者相互間の連絡調整や連携の促進、地域の実情に応じた交通施策の企画立案や合意形成、実装段階における調整等において中核的な役割を果たすことが求められる。その際、必要に応じ、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成又は変更を提案していくことが期待される。

(6)‖ 施設利用者用運送サービス提供者の役割

運転者等の担い手不足が深刻化する中において、地域の輸送資源のフル活用によって移動手段を確保する必要性が高まっていることから、スクールバスによる送迎を実施する学校や、送迎サービスを提供している医療施設、福祉施設、商業施設、宿泊施設等の施設利用者用運送サービス提供者は、地域における移動手段確保の取組に積極的に協力することが期待される。

その際、自らの運送サービスに係る情報について、外国人観光客を含めた利用者が利用しやすく、分かりやすい情報の提供に努めるだけでなく、利用者利便の更なる向上の観点から、ＭａａＳの導入を含めた公共交通事業者同士の連携強化に取り組みながら、旅客の乗継情報等の他の公共交通事業者のサービスに関する情報など地域公共交通全体を利用しやすくする情報提供に努めることが望ましい。

また、公共交通事業者は、ＩＣカードやスマートフォン等の技術も活用しつつ、より詳細な利用実態や潜在的な需要の把握をはじめとして、従来行ってきた事業のやり方にとらわれず、地域公共交通の利用減少を食い止め、回復していく取組を展開するよう努めることとする。また、経営改善の取組の企画に当たっては、大学との連携や外部人材の登用等による企画機能の強化も有効である。併せて、こうした取組が利用者、地方公共団体等の関係者に理解されるよう説明や周知に努め、必要に応じ、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の作成又は変更を提案していくことが期待される。

加えて、地域公共交通のあり方の検討に必要な情報・データを関係者間で適切に共有することは合意形成の基盤となるため、個人情報及びプライバシーの保護に配慮しつつ、そのような情報・データを積極的に提供することが求められる。なお、情報・データの提供を受けた地方公共団体等は、公共交通事業者の競争上の地位その他正当な利益を害さないよう、当該情報・データを適切に取り扱うこととする。

その他、公共交通事業者には、貨客混載等の生産性向上の取組も求められる。

（新設）

さらに、鉄軌道、路線バスやタクシーといった従来からの公共交通を担う事業者のみならず、自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉輸送、送迎サービスその他の地域の輸送資源を担う者（ＮＰＯ、学校、病院、地元企業、観光事業者等）や、今後地域の需要に応じ、地域の輸送資源を担う可能性がある者についても、地域の公共交通の活性化及び再生に積極的に関与することが求められる。

（新設）